

学校いじめ防止基本方針

下郷町立楯原小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第13条、第23条及び下郷町いじめ防止基本方針により、本校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等を目的に策定するものである。

I 基本理念

- 1 いじめが全ての児童に関する問題であることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 2 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- 3 いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、教育委員会、家庭その他の関係機関の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

II 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、教育委員会、保護者その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応する。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔具体的ないじめの様態（例）〕

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。 ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。 ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りやさせられたり、万引きやかたづけを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNSのグループから故意に外される。

Ⅳ いじめ防止等の対策のための組織

- 1 学校いじめ防止等対策委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）
いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、ＳＳＷ、ＳＣからなるいじめ対策委員会を設置する。
- 2 いじめ対策委員会の役割
 - （１）学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - （２）いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - （３）いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - （４）いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 3 いじめ対策協議会
毎月１回程度（職員会議後の生徒指導委員会の中に設定）全教職員でいじめを含む生徒指導上の諸問題についての情報交換並びに今後の指導方針について協議を行う。
また、必要に応じて研修を行う。

Ⅴ いじめ防止のための取組内容

- 1 未然防止のための取組
児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことがいじめ防止に資することから、次のような取組を行う。
 - （１）規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりの推進
 - （２）わかる・できる・認められる授業づくりの推進
 - （３）道徳科の時間や学級活動におけるいじめに関する指導の年間計画への位置付け
 - （４）特別活動における友人関係、集団づくり、社会性の育成
 - （５）人権教育、情報モラル教育の実施
 - （６）いじめ対策委員会の平時からの実効的な役割
 - （７）重大事態発生時の学校と教育委員会との綿密な連携
- 2 早期発見のための取組
 - （１）教職員の危機意識の高揚
 - ① 児童のささいな変化への気づき
 - ア 児童の行動や様子を見取り
 - イ 定期教育相談の実施
 - ウ Ｑ－Ｕテストの実施
 - エ 家庭学習ノートの活用
 - オ 家庭訪問及び保護者との面談
 - ② 気づいた情報の確実な共有
 - ③ 情報に基づいた速やかな対応
 - （２）子どもＬＩＮＥ相談等の児童及び保護者への周知
 - （３）暴力行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。また、児童が遊びやふざけと言おうとも、暴力行為を止める。その後は、速やかにいじめ対策委員会に報告する。
- 3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - （１）児童及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処するための教育及び啓発を行う。
 - （２）児童の携帯電話、スマートフォン、タブレット、ＰＣ等の使用については、保護者の責任のもと適切に行われるよう啓発する。

- (3) 児童ポルノ等の重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに教育委員会、警察署への相談や通報を行うなど、外部の専門機関と連携して対応に当たる。

VI いじめに対する措置

1 いじめやいじめが疑われる行為を発見した後の対応

- (1) いじめ対策委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

- ① 事実関係の確実な把握をする。
- ② 事実確認の結果を、学校長が責任を持って教育委員会に報告する。
- ③ 被害児童のケア、加害児童の指導をいじめ対策委員会が行う。
- ④ 加害児童への指導が十分な効果を上げられない場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、教育委員会と連絡を取り、警察署と相談して対応する。
- ⑤ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑥ いじめが「重大な事態」と判断された場合は、「IX 重大事態への対応」により教育委員会からの指示にしたがって必要な対応を行う。
- ⑦ 犯罪に相当する重大事態に関しては、教育委員会と協議の上、警察に相談・報告及び連携をし、適切に対応する。

- (2) いじめ対策委員会が中心となり、下記の点に留意して保護者への連絡と支援・助言を行う。

- ① 一方的、一面的な解釈で対応しないこと。
- ② プライバシーを守ること。
- ③ 迅速に保護者に連絡をすること。
- ④ 教育的配慮のもとでケアや指導を行うこと。
- ⑤ 個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を行うこと。
- ⑥ 犯罪に相当する重大事態の際には、警察に相談・報告及び連携をし、対応することについて予め保護者へ周知すること。

2 校長及び教員による懲戒

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、被害児童の保護を第一に加害児童に対して懲戒を加えることがある。

VII 評価と改善

いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価において、いじめの早期発見及び再発防止のための取組等についての項目を加えるとともに、評価結果を踏まえた改善を図る。

Ⅷ 年間計画

月	いじめ防止のための 会議等	各種教育活動 及び指導計画等	面談・実態調査 実施計画	評価計画等
4 月	・生徒指導協議会① (今年度の基本方針の 確認等) ・生徒指導委員会① (情報交換・共通理解)	・植小みんなの やくそく(特 活) ・人間関係づく り①(特活)	・家庭訪問 ・適時教育相談 (通年)	・基本方針等 の提示
5 月	・生徒指導委員会② (Q-Uテストの活用) (S S Wの活用)		・Q-Uテスト	
6 月	・生徒指導委員会③ (情報交換・共通理解)	・人権教育① (道徳)	・学校生活アンケ ート① ・定期教育相談①	・Q-Uテス ト結果分析
7 月 8 月	・生徒指導協議会② (学校生活アンケート の分析及び対応①) ・生徒指導委員会④ (Q-Uの分析)	・情報モラル① (総合)	・学級懇談① (1学期の様子)	・学校評価①
9 月	・生徒指導委員会⑤ (研修②S S Wの活用) (ケース会議等)	・人間関係づく り②(特活)		
10 月	・生徒指導委員会⑥ (情報交換・共通理解)		・学校生活アンケ ート② ・定期教育相談②	
11 月	・生徒指導委員会⑦ (情報交換・共通理解)	・情報モラル② (総合)	・保護者個別面談	※下郷町 いじめ防止 啓発月間
12 月	・生徒指導協議会③ (学校生活アンケート の分析及び対応②)		・学級懇談② (2学期の様子)	・学校評価②
1 月	・生徒指導委員会⑧ (情報交換・共通理解)	・人権教育② (道徳)		・基本方針等 の改善
2 月	・生徒指導委員会⑨ (情報交換・共通理解、 次年度の基本方針の 策定等)	・人間関係づく り③(特活)		
3 月	・生徒指導委員会⑩ (情報交換・共通理解、 次年度への引継事項)		・学級懇談③ (3学期の様子)	

Ⅸ 重大事態への対応

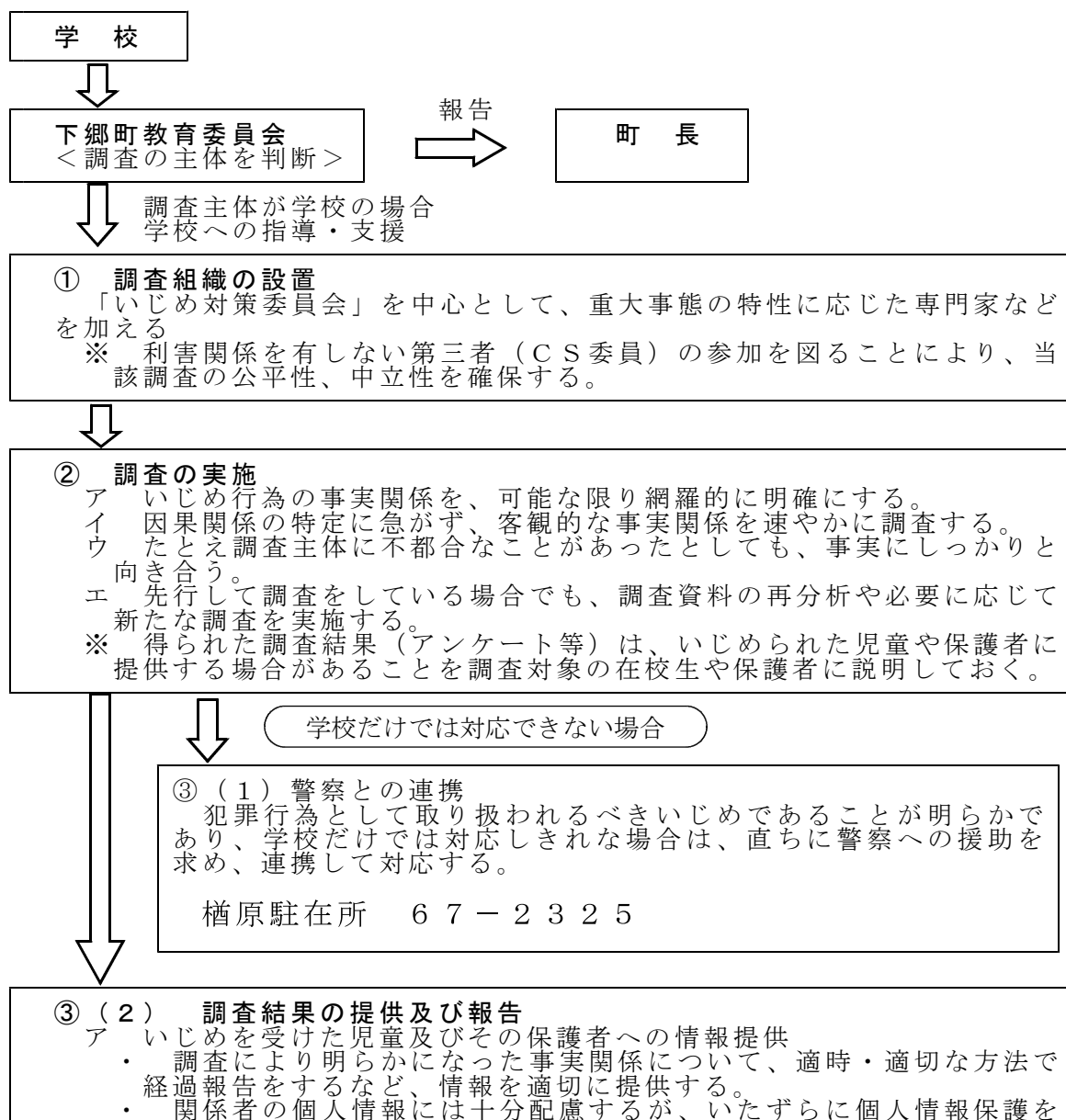
1 重大事態とは

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ 児童が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童ポルノ関連の被害が拡大する恐れがあるとき。
- (4) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

2 平時からの備え

◎「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」チェックリストを4月に職員で確認し、平時から備え、適切に実施できるようにする。(別紙チェックリスト参照)

3 重大事態への対応



楯に説明を怠ることのないようにする。

楯に説明を怠ることを免れたい。そのためには、調査を依頼する場合には、希望する文書の提供を受ける、保護者の見解を聞き取り、児童の意見や要望を聞き取り、児童の発達や生活状況を把握し、必要に応じて専門機関と連携し、適切な対応を図るべきである。



④ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 助 言
・ 携 連
・ 援 導
・ 支 指
・ の の の
・ へ へ へ
・ 者 者 者
・ 保 保 保
・ び び び
・ 及 及 及
・ 童 童 童
・ 児 児 児
・ 害 害 害
・ 被 被 被
・ 加 加 加
・ 上 上 上